

8月
から

障害者自立支援認定審査会が はじまりました

東山梨行政事務組合では「障害者自立支援法」にもとづき、障害程度区分を判定する審査会を、8月1日より開始いたしました。

この審査判定業務を務めていただいている委員の皆さんは、身体・知的・精神障害者の実情に理解のある専門家の方々に、国の基準によって出された一次判定結果、訪問調査および医師意見書の内容をもとに、公正、公平な審査判定が行われています。



＝ 障害者自立支援認定審査会委員 ＝

◎久保田正春	○三科英訓	佐藤佳夫	角田 旭
小澤政司	山崎俊二	丹羽政信	石川美咲
小野敏愛	平尾恵美子	中村圭一	相澤朝子

◎会長 ○副会長 (順不同・敬称略)



田辺管理者から委員一人ひとりに
任命書が手渡された。(7月25日)

介護認定審査会～審査判定結果～

平成17年度審査判定結果

要介護度	件数
自立	8
要支援1	11
要支援2	31
経過的要介護	228
要介護1	936
要介護2	487
要介護3	435
要介護4	342
要介護5	242
合計	2,720

※「経過的要介護」とは、旧制度において「要支援」に選定された方が該当します。

東山梨行政事務組合介護認定審査会は、保健・医療・福祉の専門家からなる審査会であり、国の基準によって出された一次判定結果、訪問調査および主治医意見書の内容をもとに要介護度を審査しています。

また、このたびの介護保険法の改正に伴い、平成18年3月から新制度での判定も行っています。新制度では、従来の「要介護1」は、心身の状態等によって「要支援2」または「要介護1」となります。

